

居宅介護支援事業重要事項説明書

令和 6 年 4 月 1 日改定

1. 当事業所（ケアプランに関する事等）が提供するサービスについての相談窓口

営業日時内の電話 （077）594-0322（事業所直通）

営業日時外の電話 070-1242-9307

FAX番号 （077）594-0112

※湖青会のショートステイやデイケア・ヘルパー利用に関する事（送迎時間や利用キャンセルや請求書・領収書等）は、各サービス提供事業所事務所へ電話ください。

ショートステイ、デイケア・・・594-0110

訪問看護ステーション志賀・・・594-0131

ヘルパーステーション志賀・・・594-0118

訪問リハビリテーション・・・594-8155

2. 当事業所（ケアマネジャーの事務所）の営業日時

営業日	月曜日から土曜日（国民の祝日、12月30日から1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時まで（土曜日は12時30分まで）

3. 当事業所の概要

事業所名	医療法人 湖青会 居宅介護支援センター志賀
所在地	〒520-0528 滋賀県大津市和邇高城260番1
事業所の指定番号	2510105964
サービスを提供する 通常の事業実施地域	大津市内の中学校区 志賀・真野・伊香立（途中町、北在地町、上在地町、生津町は提供区域外） 堅田（衣川1～3丁目は提供区域外）

4. 当事業所の法人概要

名称	医療法人 湖青会
所在地	〒520-0528 滋賀県大津市和邇高城260番地の1
法人種別	医療法人
代表者	理事長 井上 徹也

5. 当事業所の従業員（令和 年 月 日現在）

従業員	員数	業務内容	勤務体制
管理者	1 名	事業の一元管理を行う。 利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、法令遵守の指揮命令等を行う。	常勤兼務 1 名 (介護支援専門員と兼務)
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	名	居宅サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行う	常勤専従 名 常勤兼務 名 非常勤専従 名

6. 事業の目的および運営の方針

事業の目的	利用者に対し、介護保険法の趣旨に従って、居宅サービス計画書を作成するとともに、公正中立に指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他必要な便宜を図ります。
事業の方針	利用者の選択に基づいた居宅サービス計画書の作成を行い、関係市町村ならびに医療保健・福祉サービス提供主体との連携に公正中立に努めます。 ・利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができ、居宅サービス等計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。 ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は、当説明書別紙①のとおりです。 ・利用者が医療系サービスの利用を希望する場合は、利用者の同意を得て主治医の意見を求め、主治医に対して居宅サービス計画書を交付します。 ・指定居宅サービス事業者等から伝達された利用者の状態等について、主治医等に必要な情報伝達を行います。 ・利用者が医療機関等に入院した場合は、担当介護支援専門員の氏名と当事業所の連絡先を提供します。 ・障害福祉サービスを利用している利用者が介護保険サービスを利用する場合は、障害福祉制度の相談支援専門員または特定相談支援事業者と密接な連携に努めます。

7. 提供するサービスの内容と料金

居宅サービス計画書の作成	課題分析標準項目に基づき、ご利用者に必要な援助を提案し、サービス担当者会議等を開催し居宅サービス計画書を作成します。
事業者との調整	各サービス提供事業者との調整（情報提供や連絡報告等）を行います。
サービス実施状況および課題の把握	1 か月に 1 回以上、担当介護支援専門員がご利用者の自宅を訪問し、ご利用者やご家族にサービス内容が適切であるかの確認とお困り事等のご相談をさせていただきます。
給付管理	介護保険適用で受けられるサービスについて、サービスの範囲や種類等について調整し、またサービスが計画通りに提供されているか等を確認して、給付管理（利用料金の確認）を行います。

要介護認定の協力・援助	ご利用者が、要支援・要介護認定の更新または変更をされる場合には、申請手続きを代行し、その他必要な援助を行います。
ご相談の対応	介護保険や介護に関する事なら、何でもご相談をお受け致します。

【個人情報の保護】

当事業所がサービスを提供する際に、ご利用者やご家族に関して知り得た情報については、サービス担当者会議などのご利用者へのサービス提供の為に必要な業務以外では、決して他に漏れないように致します。

サービスの提供に関するご利用者の個人情報を他の事業者等と共有する必要がある時は、あらかじめご利用者やご家族に説明し、同意を得ます。

【利用料等】

居宅介護支援費	※ご利用者に介護保険が適用される場合には、居宅介護支援費（ケアマネに関する費用）を支払う必要はありません。全額、介護保険により負担されます。 但し、保険料の滞納がある場合は、「厚生労働大臣の定める基準額」と「当月に要件が合った場合の加算額」を当事業所へ支払っていただき、当事業所が発行する指定居宅介護支援提供証明書をもって、払い戻しを受ける事になります。 ※厚生労働大臣の定める居宅介護支援費基準額（1か月につき）は、認定区分によって金額設定が異なります。 ※要件が合う月に介護保険法に定めた以下の加算が追加されます。（当説明書別紙②参照） 介護保険法の介護報酬改正で、金額が変更になる場合があります。
記録の複写費	ご希望があれば、ご利用者本人のサービス提供記録を開示する事ができますので、申し出てください。書類の複写代は、1枚10円をいただきます。 ご本人の書類であっても大津市の書類（認定調査票や主治医意見書）は、当事業所から開示はできません。大津市介護保険課へ開示請求についてご相談ください。

※解約料金・要介護認定等の申請代行の料金はいただきません。

※通常の事業実施地域以外の居宅等を訪問する場合には、それに要する交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合、次の料金をいただきます。（必ず、事前に説明と同意を得てから）

- ①事業実施地域を越えた所から片道おおむね10km未満・・・・・・・・300円
- ②事業実施地域を越えた所から片道おおむね10～15km未満・・・・500円
- ③事業実施地域を越えた所から片道おおむね15km以上・・・・・・800円
- ④タクシーを利用した場合は、事業実施地域を越えた所からの料金

その他、居宅介護支援費について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議し、保険者である大津市とも相談し、検討します。

8. 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）は、いつでも変更できます。お気軽に当事業所へご相談ください。

また、当事業所都合で担当介護支援専門員の変更をお願いする場合があります。

9. 解約

- 1、ご利用者は、当事業所に対して「解約の通知」を解約する日までに事業所へ届け出ていただく事によって、契約を解約することができます。
但し、死亡等緊急の場合は、この限りではありません。
- 2、当事業所は、事業の廃止等やむを得ない事情がある場合、ご利用者に対して契約終了日1か月前までに理由を示した文書でお知らせする事により、契約を解約する事があります。この場合、他の居宅介護支援事業所に関する情報提供を行い、ご利用者が継続して介護保険サービスを受ける事ができるように支援します。
- 3、当事業所が行う居宅介護支援業務に対し、ご利用者およびご家族が協力的な態度や誠実な対応がなく、再三協力を求めた上で支援困難と当事業所の管理者が判断した場合、保険者である大津市（区域担当の地域包括支援センター）に相談した上で、解約の申し出を行う場合があります。

10. 契約の一時停止と終了

以下の場合には、自動的に契約は一時停止または終了（大津市へ終了届提出）します。

- 1、ご利用者が、病院や介護保険施設等に入院入所した場合、その期間は一時停止します。入院中は、医療保険の利用となるので介護保険との併用はできません。入所中は、施設の介護支援専門員が担当となります。
また、入院入所が3か月を超え、在宅生活への復帰が困難となった場合は終了となります。
- 2、ご利用者が、介護保険を利用する意向がない。または、3か月間継続して介護保険サービスを利用されず、今後も利用する意向がないと確認した場合は終了します。
但し、地域の保健福祉サービスの情報提供等、担当区域の地域包括支援センターへ担当引き継ぎの必要な支援を行います。
- 3、ご利用者が転居されて当該サービス提供地域外になった場合や、大津市内であっても当事業所が適切な支援を行うのが難しくなった場合、ご利用者とご家族と相談させていただき、終了となる場合があります。
その時には、当事業所が責任をもって次の担当となる居宅介護支援事業所を紹介し、介護サービスが継続して受けられるよう支援を行います。
- 4、ご利用者がお亡くなりになった場合、終了します。

11. 人権擁護・虐待防止等のための取組み

事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を配置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修の機会を確保します。

12. 身体拘束等の適正化のための取組み

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ないません。身体拘束等を行なう場合には、その態様、及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. 非常災害発生時の対応

事業者は、非常災害発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めます。

14. 介護保険サービスからの暴力団排除

事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従業員は、暴力団員であってはなりません。また、その運営については暴力団員の支配を受けません。

15. 事故対応（損害賠償）

担当介護支援専門員が、ご利用者およびご家族に対して生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、速やかに市町村、利用者及び家族等へ連絡を行い、必要な措置を講じます。
また、賠償すべき事故の場合は、損害賠償を行います。

16. ハラスメント防止対策

- ・事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ・利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

17. 相談・苦情窓口

次の事について、ご相談や苦情等がございましたら、当事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

- ①当事業所が提供するサービスや従業員について
- ②居宅サービス計画書に基づいて提供している各サービスまたはサービス事業者について

相談・苦情窓口	医療法人 湖青会 居宅介護支援センター志賀 「相談・苦情受付係」 電話 (077) 594-0322 不在の場合は、法人事務所 (077) 594-0110 FAX (077) 594-0112 担当者 吉岡 康子
---------	--

当事業所の他に、下記の窓口があります。

大津市 介護保険課	滋賀県大津市御陵町3番1号 電話 (077) 528-2753
小松あんしん長寿相談所 (小松・木戸学区)	滋賀県大津市南小松90番地 電話 (077) 596-2260
和邇あんしん長寿相談所 (和邇・小野学区)	滋賀県大津市和邇高城12番地 電話 (077) 594-2660 (077) 594-2727
真野あんしん長寿相談所 (葛川・伊香立・真野・真野北)	滋賀県大津市真野4丁目24番38号 電話 (077) 573-1521
堅田あんしん長寿相談所 (堅田・仰木・仰木の里学区)	滋賀県大津市本堅田3丁目17番14号 電話 (077) 574-1010
滋賀県運営適正化委員会 (あんしん・なっとく・委員会)	滋賀県草津市笠山7丁目8番138号 電話 (077) 567-4107
滋賀県国民健康保険 団体連合会	滋賀県大津市中央4丁目5番9号 電話 (077) 522-2651

居宅介護支援の内容について、ご利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

① 利用予定者（以下の1または2のいずれかを○で囲んでください。）

1. 代理人または成年後見人を選任しません。
2. 代理人または成年後見人を選任し、この重要事項説明を受ける権限を委任します。
（下記②を選任）

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

② 利用者代理人・成年後見人（選任されている場合はいずれかを○で囲んでください）

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

居宅介護支援の内容について、ご利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明いたしました。

事業者 所在地 滋賀県大津市和邇高城260番地の1

名称 医療法人 湖青会

居宅介護支援センター志賀

説明者 氏名 _____ 印 _____

居宅介護支援事業重要事項説明書<利用料金表> 別紙②

令和6年4月1日改定

◆居宅介護支援(ケアマネジメント)に係る利用料について◆

・居宅介護支援費や加算料金は、介護保険法改正により変更となる場合があります。変更となった場合は、その都度修正した重要事項説明書別紙利用料金表を差し替えさせていただきます。

・利用料は、介護保険適用となる場合は、介護保険から全額給付されるので、自己負担はありません。ただし保険料を滞納している場合は、一旦事業所に支払っていただき、当事業所が発行する指定居宅介護支援提供証明書を大津市に提出し、払い戻しを受けることになります。

1. 居宅介護支援費(当事業所が介護サービスを調整し、そのサービスを利用した当月)

	要介護度	基本単位	利用料金(自己負担なし)
居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1・2	1,086単位	11,620円
	要介護3・4・5	1,411単位	15,098円

2. 各種加算(当事業所が算定要件を満たした場合、当月に加算します。)

加 算	基本単位	利用料	加算の要件・算定回数等
特定事業所加算(Ⅰ)	519単位	5,553円	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保や、サービス提供に関する会議を開催するなど、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(1月につき)。当事業所は(A)が適用されます。
特定事業所加算(Ⅱ)	421単位	4,505円	
特定事業所加算(Ⅲ)	323単位	3,456円	
特定事業所加算(A)	114単位	1,220円	
初回加算	300単位	3,210円	新規に居宅サービス計画を作成する場合。要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。要介護状態が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合(1月につき)
退院・退所加算	450単位	4,815円	連携1回・カンファレンス参加なし 退院・退所時に在宅復帰のための在宅サービスを調整するため、入院中または入所期間中につき3回を限度に病院や施設から情報を受けた場合。
	600単位	6,420円	
	600単位	6,420円	
	750単位	8,025円	
	900単位	9,630円	
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位	2,675円	利用者が入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している場合
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位	2,140円	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している場合
通院時情報連携加算	50単位	535円	利用者が医療機関において、医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、利用者の必要な情報を提供および受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。
緊急時等 居宅カンファレンス 加算	200単位	2,140円	病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、会議を行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度に)。
ターミナルケアマネジメント 加算	400単位	4,280円	自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重する観点から、人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握することを要件とした上で、当該加算の対象となる疾患を末期の悪性腫瘍に限定しないこととし、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した方を対象とする。
特定事業所医療介護連携加算	125単位	1,338円	退院・退所加算の算定に係る医療機関との連携を年間35回以上行い、ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定する事業所

業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算		感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合 * 令和7年4月1日より適用
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300	3,210円	看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、同サービス事業所に出向き、利用者の同サービス事業所における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合。
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	所定単位数の95%を算定		指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者。1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者が対象。

※利用料については、当事業所が地域区分5級地であるため、上記表の単位数に10.7円を乗じて算出しております。(小数点以下切り捨て)

私は、本書面にて事業所から上記内容の説明を受けました。

令和 年 月

日

本人氏名 _____ 印

代理人氏名 _____ 印